

就労系障害福祉サービス事業所 御中

杉並区保健福祉部障害者施策課長
山田 恵理子
(公印省略)

就労系障害福祉サービスにおける今後の在宅でのサービス利用について

日頃より、杉並区の障害者施策にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

令和 4 年 3 月 30 日付で東京都より「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて」が通知され、就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）における今後の在宅でのサービス利用の取扱いが示されました。

現在、令和 2 年 6 月 19 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 6 報）」に基づく新型コロナウイルス感染症への対応に伴う在宅でのサービス提供をしている事業所が、今後在宅でのサービスを提供する場合は、下記のとおり東京都と杉並区への手続きが必要となりますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 東京都への手続き

在宅でのサービス提供を行う事業所は、東京都に以下の種類の提出をお願いいたします。

【提出書類】

- 第 2 号様式（変更届）
- 付表（それぞれのサービスにあったもの）
- 運営規程（新旧対照表も添付すること）
- 在宅でのサービス提供実施に係るチェックリスト（運営規程別紙）

【提出期限】

令和 4 年 6 月 30 日（木）

提出書類について、詳しくは東京都の通知をご確認ください。また、6 月中に東京都への提出がないと、7 月以降在宅でのサービス提供ができない場合がございますので、ご不明な点は、東京都にお問い合わせください。

【提出先及び問合せ先】

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当
電話：03-5320-4158
FAX：03-5388-1408

(裏面に続く)

2 杉並区への手続き

在宅でのサービス利用を希望する対象者に対して、在宅でのサービス提供を行う場合は、杉並区に以下の書類の提出をお願いいたします。

【提出書類】

○個別支援計画

長期目標、短期目標は在宅支援を踏まえた内容で記載をお願いいたします。

○運営規程及び在宅でのサービス提供実施に係るチェックリスト（運営規程別紙）

○在宅でのサービス提供実施計画書（杉並区様式）

作業内容、プログラムの内容が分かるよう記載をお願いいたします。

○在宅でのサービス利用による支援効果チェックリスト（杉並区様式）

区で在宅でのサービス利用による支援効果を確認するための書類となります。支援内容など具体的な記載をお願いいたします。

提出書類の様式は、「障害者生活支援サイト の～まらいふ杉並」に掲載しております。ご確認ください。

【提出先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区保健福祉部障害者施策課障害福祉サービス係

【提出後の流れ】

提出書類により対象者の支援内容を確認し、在宅でのサービス利用による支援効果が認められるか判断しご連絡いたします（支援内容について確認させていただく場合があります）。

【問合せ先】

杉並区保健福祉部障害者施策課 電話：03-3312-2111

- ・ サービスの内容について 障害福祉サービス係 内線 1172 1174
- ・ 給付費請求について 認定・給付係 内線 1156